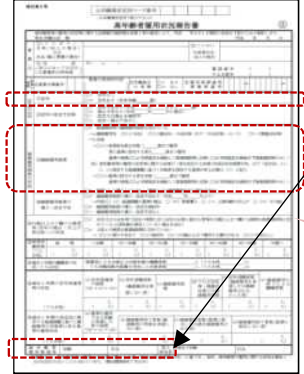


有期特措法の第二種計画認定申請において、「高齢者雇用推進者の選任のみ」を行う場合、「高齢者雇用状況報告書」において雇用確保措置が正しく記載されておれば、添付書類は「高齢者雇用状況報告書」のみで構いません。

第二種計画認定・変更申請書

高齢者雇用状況報告書（写し）

必要最小限でOK



ここをチェック！

企業全体の常用労働者が30人以上の事業主に作成・提出義務があります。

「2. 雇用管理に関する措置の内容」の記載内容について

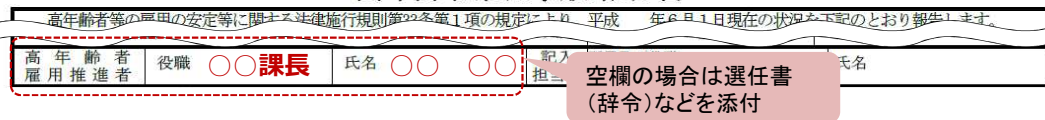
2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

高齢者雇用推進者の選任

- 職業訓練の実施
- 作業施設・方法の改善
- 健康管理、安全衛生の配慮
- 職域の拡大
- 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
- 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
- 勤務時間制度の弾力化

チェック！  
(1つ以上の項目でOK)

高齢者雇用状況報告書



空欄の場合は選任書(辞令)などを添付

「3. その他」の記載内容について

パターン① 65歳以上への定年を引き上げと定めている場合

3 その他

高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。

65歳以上への定年の引き上げ

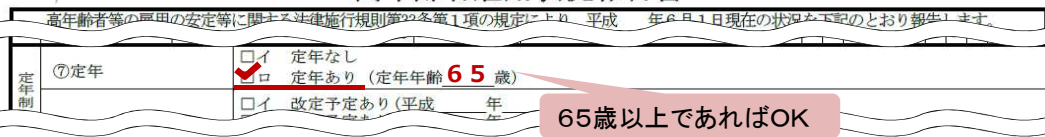
継続雇用制度の導入

希望者全員を対象

経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

必ずチェック！

高齢者雇用状況報告書



65歳以上であればOK

パターン② 継続雇用制度を導入し、希望者全員を再雇用と定めている場合

3 その他

高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。

65歳以上への定年の引き上げ

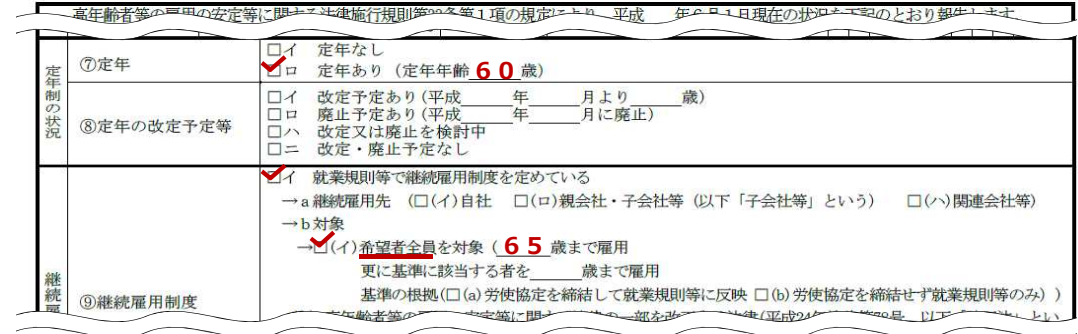
継続雇用制度の導入

希望者全員を対象

経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

必ずチェック！

高齢者雇用状況報告書



パターン③ 継続雇用制度を導入し、経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定と定めている場合

3 その他

高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。

65歳以上への定年の引き上げ

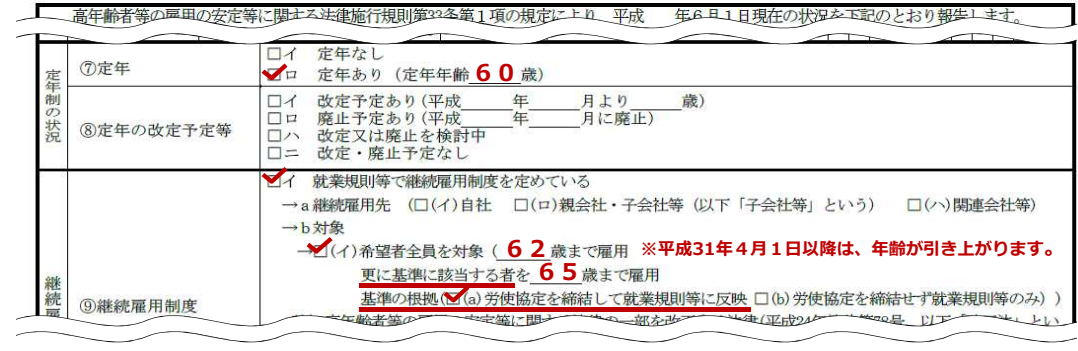
継続雇用制度の導入

希望者全員を対象

経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

必ずチェック！

高齢者雇用状況報告書



ご不明な点のお問い合わせは 兵庫労働局 雇用環境・均等部まで  
TEL: 078-367-0820  
FAX: 078-367-3854

